

告 示

埼玉県告示第百十号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十八年一月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一三―三十一―〇号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県さいたま市岩槻区大字末田六百四十一番 外二百三十二筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 五万五千二百二十六立方メートル